

I 休学制度について

2010年度から、休学制度を従来の年度単位から学期^{※1}単位の制度に変更しました。これにより、各学期毎に復学することが出来るようになりました。

1 休学制度の概要

	2010年度以降
休学申請期間	春学期休学：2016年2月1日～5月31日 ^{※2} 秋学期休学：2016年8月1日～12月3日 ^{※2}
復学手続	自動的に復学となるため手続は不要
復学の時期	春学期に休学した場合：2016年9月20日 秋学期に休学した場合：2017年4月1日
復学時の年次	休学の有無にかかわらず4月1日に年次があがります ^{※3}
休学制度利用の上限回数 (2008年度以降の休学に適用)	学部学生：8回 博士課程前期課程・修士課程の大学院学生：4回 博士課程後期課程の大学院学生：6回 専門職学位課程の大学院学生（法務研究科）：4回

- ※1 本学では学年を2期に分け、4月1日から9月19日までを春学期、9月20日から翌年の3月31日までを秋学期としています。
- ※2 掲載しているのは2016年度の日程です。休学にかかわる日程は年度ごとに変りますのでご注意ください。休学申請期間の締切日は、原則として、春学期休学は春学期末試験期間最終日より遡って2か月前、秋学期休学は秋学期・学年末試験期間最終日より遡って2か月前となります。
- ※3 専門職学位課程法務研究科は進級制を導入しているため休学した場合は年次はあがりません。また、9月入学者は、休学の有無にかかわらず9月20日に年次があがります。

<休学制度利用回数の上限について>

休学制度利用回数の上限は2008年度から導入しましたが、2008年度・2009年度に休学した休学回数は、学期単位としての休学回数に合わせるため、2010年度（2010年4月1日）になった段階で2倍されています。例えば、2009年度休学した場合は、休学の開始時期にかかわらず2010年4月時点で2回休学したことになります。なお、2007年度以前の休学はこの回数に含まれません。

※休学制度についての詳細は下記の窓口までお問い合わせください。

池袋キャンパス:教務事務センター, 独立研究科事務室, 法務研究科事務室
新座キャンパス:新座キャンパス事務部教務課

II 学費の取り扱いについて

休学者および退学者の学費の取扱いは以下の通りです。

1 休学者の学費について

休学願を提出し休学を許可された者の学費については、当該休学学期間の在籍料を除く学費（授業料、教育充実費、実験・実習費）を免除します。在籍料は学費の授業料に含まれるものとし、休学した場合のみ徴収します。

(1) 在籍料について

在籍料は、当該学生の在籍保証、在籍管理事務の経費として、所属学部・研究科にかかわらず一律に徴収します。在籍料の徴収額は、年間 120,000 円（半期 60,000 円）とし、休学学期（半期）ごとに徴収します。

(2) 休学時の学費の取り扱い

(i) 4月入学者

休学申請期間	在籍状況		学費請求		
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	当該年次計
春学期休学： 2016年2月1日～2016年5月31日	休学	在学	在籍料 (60,000円)	学費1/2額 (在籍料含む) 注1参照	学費1/2額 (在籍料含む) 注1参照
秋学期休学： 2016年8月1日～2016年12月3日	在学	休学	学費1/2額 (在籍料含む) 注1参照	在籍料 (60,000円)	+
春学期休学・秋学期休学： 注2参照	休学	休学	在籍料 (60,000円)	在籍料 (60,000円)	在籍料 (120,000円)

注1) 学費1/2額（在籍料含む）：1年間に支払う学費の1/2額を意味します。

注2) 複数の学期にまたがって休学を希望する場合は、それぞれの休学申請期間内に休学願を提出する必要があります。

(ii) 9月入学者

休学申請期間	在籍状況		学費請求		
	秋学期	春学期	秋学期	春学期	当該年次計
秋学期休学： 2016年8月1日～2016年12月3日	休学	在学	在籍料 (60,000円)	学費1/2額 (在籍料含む) 注1参照	学費1/2額 (在籍料含む) 注1参照
春学期休学： 2017年2月上旬～2017年5月下旬 注2参照	在学	休学	学費1/2額 (在籍料含む) 注1参照	在籍料 (60,000円)	+
秋学期休学・春学期休学： 注3参照	休学	休学	在籍料 (60,000円)	在籍料 (60,000円)	在籍料 (120,000円)

注1) 学費1/2額（在籍料含む）：1年間に支払う学費の1/2額を意味します。

注2) 日程詳細は2017年度の履修要項をご参照ください。

注3) 複数の学期にまたがって休学を希望する場合は、それぞれの休学申請期間内に休学願を提出する必要があります。

(3) その他の納入金の徴収

その他の納入金は、休学許可の有無にかかわらず、以下のとおり徴収いたします。

- 研究会費、学生健康保険互助組合費
春学期・秋学期それぞれに半期分ずつ徴収します。
- 法科大学院生教育研究賠償責任保険
春学期に年間分を一括徴収します。
- 校友会費(学部学生のみ)
4月入学者は在籍4年目の春学期に、9月入学者は在籍4年目の秋学期に徴収します。

2 退学者の学費について

退学願を提出し退学を許可された者は、当該学期に必要な学費を納入することとします。

(1) 退学時の学費の取り扱い

(i) 4月入学者

提出時期	学費請求		
	春学期	秋学期	当該年次計
①2016年4月1日 ～2016年5月31日 注2参照	免除 (2年目以上)	免除	免除 注3参照
②2016年6月1日 ～2016年12月3日	学費1/2額 (在籍料含む) 注1参照	免除	学費1/2額 (在籍料含む) 注1参照
③2016年12月5日 ～2017年3月31日	学費1/2額 (在籍料含む) 注1参照	学費1/2額 (在籍料含む) 注1参照	免除なし

注1) 学費1/2額(在籍料含む): 1年間に支払う学費の1/2額を意味します。

注2) 在籍2年目以上の学生が締め切り期日までに退学願を提出した場合は、当該学期の学費を免除します。

注3) 法務研究科の大学院生以外は、学生健康保険互助組合費を除く全額(在籍2年目以上)を免除します。法務研究科の大学院生については、学生健康保険互助組合費および法科大学院生教育研究賠償責任保険を除く全額(在籍2年目以上)を免除します。

(ii) 9月入学者

提出時期	学費請求		
	秋学期	春学期	当該年次計
④2016年9月20日 ～2016年12月3日 注2参照	免除 (2年目以上)	免除	免除 注3参照
⑤2016年12月5日 ～2017年5月下旬 注4参照	学費1/2額 (在籍料含む) 注1参照	免除	学費1/2額 (在籍料含む) 注1参照
⑥2017年6月上旬 ～2017年9月中旬 注4参照	学費1/2額 (在籍料含む) 注1参照	学費1/2額 (在籍料含む) 注1参照	免除なし

注1) 学費1/2額(在籍料含む): 1年間に支払う学費の1/2額を意味します。

注2) 在籍2年目以上の学生が締め切り期日までに退学願を提出した場合は、当該学期の学費を免除します。

注3) 学生健康保険互助組合費を除く全額(在籍2年目以上)を免除します。

注4) 日程詳細は2017年度の履修要項をご参照ください。

(2) その他の納入金の徴収

その他の納入金は、退学許可の有無にかかわらず、以下のとおり徴収いたします。

(i) 4月入学者

■ 研究会費

表中①の場合…免除

表中②の場合…春学期に半期分を徴収します。

表中③の場合…春学期・秋学期それぞれに半期分ずつ徴収します。

■ 学生健康保険互助組合費

表中①②の場合…春学期に半期分を徴収します。

表中③の場合…春学期・秋学期それぞれに半期分ずつ徴収します。

■ 法科大学院生教育研究賠償責任保険

表中①②③いずれの場合も春学期に年間分を一括徴収します。

(ii) 9月入学者

■ 研究会費

表中④の場合…免除

表中⑤の場合…秋学期に半期分を徴収します。

表中⑥の場合…秋学期・春学期それぞれに半期分ずつ徴収します。

■ 学生健康保険互助組合費

表中④⑤の場合…秋学期に半期分を徴収します。

表中⑥の場合…秋学期・春学期それぞれに半期分ずつ徴収します。

※学費についての詳細は池袋キャンパス財務部経理課窓口までお問い合わせください。

以上